

企業繁栄のアドバイザー

# 未来税務会計ニュース

## 定額減税 給与明細への記載義務化

今月から実施される定額減税について、政府は、給与などを支払う企業が従業員に配布する給与明細に、所得税の減税額の記載をするよう義務化を発表しました。

政府が実施する定額減税では、1人当たり年間で所得税が3万円、住民税が1万円減税され、会社員など給与所得者については、扶養家族の分も含めて、来月以降に支給される給与やボーナスに反映されます。政府としては、実際にいくら減税されたかを示すことで、手取りの増加を実感してもらう狙いがあります。

とはいえ、中小企業にとっては、従業員一人一人の減税額を把握して、給与明細に減税額を記載することの事務コストの負担が大きいのは事実です。かなりの時間と費用がかかってきます。

定額減税がそもそも自民党の選挙対策の政策と分かっていますが、減税規模に対して中小企業に負担される事務コストが見合っていないと感じています。

【6月の給与明細のイメージ(日経新聞2024.5.21紙面より)】

### 6月の給与明細書イメージ

支給		控除	
基本給	〇〇〇円	所得税	0円
△△手当	〇〇〇円	■控除前税額	●●●円
□□手当	〇〇〇円	■定額減税	-●●●円
⋮	⋮	住民税	0円
⋮	⋮	健康保険料	〇〇〇円
⋮	⋮	⋮	⋮
合計	〇〇〇円	合計	〇〇〇円

所得税	減税しきれない分は翌月以降で
住民税	6月分は徴収しない

## 未来を語り 未来を創り 未来に残す。

### 第2弾 LPガスの支援金の申請ができます

エネルギー等の価格高騰の影響による支援としてLPガスを利用している契約者を対象に支援金が給付されます。

第1弾の6,000円と熊本県からの40,000円の支援金につくものです。第1弾を受給した方は、通知書での申請となります。

第2陣では、4,000円と15,000円です。対象となる方は忘れずに申請をお願いいたします。

**第2弾** 熊本県LPガス価格高騰対応生活者支援事業

### LPガス支援金のお知らせ

申請ホームページはこちら  
申請期間:令和6年5月20日(月)~8月23日(金)

**第2弾** 熊本県LPガス料金高騰対策事業者支援事業

### LPガス事業者支援金

申請ホームページはこちら  
申請期間:令和6年5月20日(月)~8月23日(金)

### 住民税を確認しましょう

6月は住民税の切り替わり月となります。特に今年度は定額減税が実施されるため、正しく控除が受けられているかを含め、例年以上に確認が必要となります。

#### 【確認ポイント1】ふるさと納税が反映されているかどうか？

令和5年中にふるさと納税をされた方は、ふるさと納税の寄付金控除をきちんと受けて住民税が安くなっているかご確認をお願いします。

#### 1. 確認方法

住民税の決定通知書又は納税通知書

《特別徴収の場合》

お手元に「住民税決定通知書」が届いていると思いますので、確認してください。

左下にある「摘要」欄に「寄附金税額控除額:〇〇円」と記載があれば控除が受けられている状態となります。

《普通徴収の場合》

熊本市の場合、毎年6月初めに納税通知書が発送されてきます。そちらに記載がございますのでご確認ください。

※自治体により郵送時期が異なりますのでご注意ください。

#### 2. ふるさと納税をしたのにこの記載がない場合

正しく寄付金控除ができていない可能性があります。もし、寄附金控除が受けられていなくても、5年以内であれば更正の請求を行って、寄附金控除を受けることができます。詳しい手続きについては、担当者へご相談下さい。



#### 【確認ポイント2】定額減税が正しく反映されているか？

##### 1. 定額減税額

1人あたり10,000円

例 本人のみ(扶養なし) → 10,000円

本人+同一生計配偶者+お子様2名 → 40,000円

本人+非居住者の扶養親族2名 → 10,000円

③居住者以外の個人である非居住者は定額減税の対象外

※基本的な考え方などは所得税と同じとなります。

##### 2. 定額減税の方法

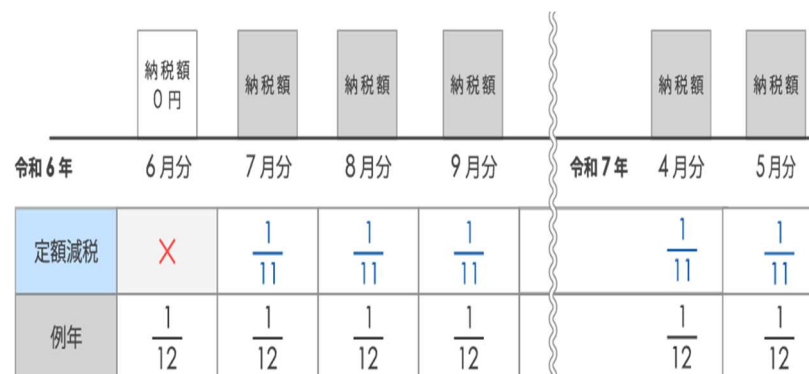
《特別徴収の場合》

令和6年6月分の住民税は徴収されません。

また、所得税と異なり1回の納付額から減税額が控除されるわけではありません。

令和6年度分の住民税の所得割額から計算された納税額から減税額を差し引いた残額について、令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均して徴収されます。

※定額減税対象外の人(令和5年分合計所得金額が1,805万円超の場合や均等割・森林環境税のみ課税される場合)は従来どおり令和6年6月分から特別徴収します。



住民税は、例年であれば最初の納付のみ金額が異なり、2回目以降は同じ納付額となりますが、定額減税が入ったことにより8月以降も異なる可能性があります。ご自身の納付額が具体的にいく

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

らになるのか詳しくは「住民税決定通知書」又は「納税通知書」をご参照ください。  
 また、経理担当者にも注意が必要です。各自治体から送付される住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書は個々の従業員に対して定額減税を反映された住民税額が記載されていることとなります。その決定通知書を都度確認し、給与事務や納付の手続きを行うようご注意ください。

《普通徴収の場合》

**定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から減税額が控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除されます。**

《公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者)の場合》

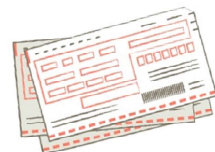
**定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から減税額が控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。**



Q&Aなど、詳しくは国税庁・総務省・各市町村のサイトをご参照いただくか、担当者までお問い合わせください。

**納付書の事前送付取りやめ**

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、本年5月以降の送付分から、e-Taxにより申告書を提出している法人などについて納付書の事前の送付を取りやめになります。そして、納付書を使わずに納付ができるダイレクト納付などのキャッシュレス納付の手続きの利用を呼びかけています。  
 事前送付が行われなくなるのは、(1)e-Taxにより申告書を提出している法人、(2)e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人、(3)e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人、(4)「納付書」を使用しない、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)や振替納税、ネットバンキング等による納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付、などの手段により納付している法人・個人です。  
 ただし、現在、e-Taxを利用せずに税務署



から送付された納付書で納付している人など、納付書を必要とする人に対しては、引き続き納付書を送付する予定としています。また、源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付する予定ですが、国税庁では電子申告及びキャッシュレス納付を利用するよう強く呼びかけています。  
 なお、令和5年4月以降、5年5月送付分(5年4月決算分)からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「申告書等用紙」を送付していません(法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のとおり送付しています)。「申告書等用紙」については、最寄りの税務署に問い合わせした場合でも、送付の対応はできないとして、確定申告書の提出に際しては、e-Taxの利用を勧めています。  
 また、書面の「申告書等用紙」を必要とする法人については、国税庁ホームページに各種様式を掲載しているため、そちらを出力して利用するよう呼びかけています。掲載先は、「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」です。  
 (TabiLand 税務ニュース 2024.05.01 より引用)

**今月も無料個別相談会を開催します!**

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時: 毎週水曜日 10:00 ~ 16:00 の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。

また、**電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。**

この機会にぜひご参加下さいませ。



企業シリーズ:318  
**清和文楽館**

清和文楽×ONE PIECE「超 馴鹿船出冬桜」定期公演がはじまりました! 熊本県出身の尾田栄一郎氏が描く漫画ワンピースが人形浄瑠璃になりました。夏休みの公演予定日 2024年7月27・28日 8月3・4・10~15・17・18・24・25日 鑑賞料高校生以上3,500円・小学生2,500円(全指定席)13:30開演です。  
 チケットのお求めはチケットサイト →  
 又は清和文楽館窓口でお求めください!

清和物産館でしか買えないオリジナルグッズ  
 ・手ぬぐい 1,650円  
 ・缶バッジ 660円  
 鑑賞の記念に是非お求めください!

【お問合せ先】 清和文楽館 0967-82-3001  
 〒861-3811 熊本県上益城郡山都町大平 152

清和文楽館 HP

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所  
 〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106  
 Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639  
<http://www.mirai-town.net/>